

令和6年度事業計画書



社会福祉法人 須崎市社会福祉協議会

目 次

○目標・基本方針・重点目標	……P1
○適正な法人運営と財務管理	……P2
○地域福祉活動の推進	……P4
○生活支援・総合相談センターほっと	……P6
○地域包括支援センター	……P8
○指定訪問介護事業所	……P10

令和6年度 事業計画

～ 住民の誰もが安全で安心して

暮らせるあたたかい福祉のまち ～

《基本方針》

長期化した新型コロナウイルス感染症まん延の影響は、今もなお人々の生活意識や働き方などに大きな変化を及ぼし続ける一方、物価高騰等による経済的課題が加わり、市民生活では様々な分野の生活課題が複雑に絡み合っており、これまでの福祉施策や公的支援だけでは対応が困難なケースが顕著化しています。

また、令和6年1月に発生した「令和6年能登半島地震」では、多くの方々が犠牲となるとともに、まだまだ苦しい避難生活を送られています。須崎市においても、近い将来発生するとされている南海トラフ地震の課題に直面しており、決して他人事ではない状況です。大規模災害等に備えるためには、日頃の防災意識の強化と災害ボランティアセンターの設置・運営等が迅速に対応できる体制整備を図ることが急がれます。

令和6年3月には、5カ年計画である「第4次須崎市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」と、その基本理念をもとにする「第3次須崎市地域福祉活動計画（以下「アクションプラン」という。）」が一体的に策定されました。令和6年度は福祉計画を実行するにあたり、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し住民と地域資源が世代を超えてつながることができる「地域共生社会の実現」を目指すとともに、地域住民の暮らしに関わる複雑多様化する生活課題にも対応できる包括的支援体制の構築が必要です。

社会福祉法人須崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）としても、アクションプランの実行を通して、本会が持つ福祉総合力とネットワーク機能を活かした地域支援活動を展開し、地域住民自らが地域の持つ福祉力を発揮することで複雑化した地域生活課題等の解決に繋がる仕組みづくりを推進します。

そのためには、須崎市とのパートナーシップのもと、地域福祉の基礎組織である地区社会福祉協議会や自主組織、公民館、民生委員・児童委員及び関係団体がそれぞれの役割を果たし、分野を超えた連携が必要であり、自助・共助・互助・公助の重層的な視点で取り組むことが重要となってきます。また、本会事務事業の執行にあたって、令和6年度業務改善計画を着実に実行し、人材育成・意識改革・組織力強化を念頭に、常にコスト意識を持った適切で効果的な事業執行に取り組むとともに住民に信頼される持続可能な法人運営に努めていきます。

《重点目標》

- 1 ボランティアセンターの機能強化と地域でのボランティア活動の担い手の育成
- 2 「地域共生社会の実現」を目指した、包括的な相談支援体制の構築
- 3 法人運営の適正化と組織機能強化、人材育成

『 適正な法人運営と財務管理 』

【目 標】

社会的責任をもつ社会福祉法人として、適切な運営組織体制のもとで、職員が安心して働ける環境づくりに努め、人が人にサービスを提供する対人援助を事業展開の基本とした職場として、「住民から信頼される開かれた組織づくり」を目指します。

【重点目標】

I. 業務改善計画による進捗状況管理

策定された業務改善計画を基に、既存の事務事業の見直しや評価を定期的実施し、その取組等を通じて、人材育成・意識改革・組織力強化を図ります。

II. 適切な財務管理

会計基準や経理規程などに則った、適切な経理処理や財務諸表の作成を行います。経理事務等のチェック機能を強化し、事故防止のための体制を整備します。

III. 労務管理の充実と業務の効率化・経費削減

就業規程などの充実を図るとともに、グループウェアを活用して業務の効率化を行います。

IV. 財務諸表や事業内容の情報公開

広報紙やホームページ等により情報を発信し、住民に対しての情報提供・説明責任を図ります。

【実施事業】

1. 事務局組織体制の充実強化と運営の透明性の確保

(1) 事務局組織体制の充実強化

令和5年度から改編した事務局組織体制を基盤とし、組織の統制機能等の強化と職員一人ひとりが各職務の役割を認識した適正な業務執行に努めます。また、令和6年度業務改善計画の着実な実行により、計画の進捗状況を職員自らが定期的に検証し、その過程のなかで職員の意識改革・意思統一をすすめ、社協の存在意義を地域社会にアピールするとともに、地域住民や行政等に対する説明責任を果たします。

(2) 法人運営の透明性確保

地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、適正な情報公開に努めます。

2. 組織的な事業展開と職員研修の実施

(1) 部署を越えた職員間・部署間の情報共有による各事業のスムーズな実施

(2) 人材育成基本方針による職員の資質向上

令和4年度に策定された人材育成基本方針に基づき、系統的・継続的な職員研修を行い、本会に求められる職員としての資質向上を図ります。

(3) 常に自己研鑽を意識した事業遂行

職員が社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽を重ねながら専門性を高め、職員同士が互いの役割を認識しあえる環境をつくり、チャレンジ精神を持った事業執行に努めます。

3. 理事会・監事・評議員会機能の充実

(1) 役員（理事・監事）・評議員を対象とした研修会、勉強会への参加

(2) 理事・評議員の定数の適正化

(3) 定期的な正副会長会の開催

4. 広報啓発活動の充実

(1) 広報紙「社協だより」の発行（年4回）

紙面や記事内容などを工夫し、市民に親しまれ読みやすい広報紙となるよう努めます。

(2) ホームページの運営

財務諸表、活動状況、経理状況、社協活動のPRなど情報発信の周知と組織運営の透明性を図ります。

(3) SNSの活用

LINE、インスタグラムなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用し、迅速な情報発信、経費削減等を図ります。

5. 共同募金運動への協力と活性化

(1) 募金計画に基づく活動の展開

計画募金としての性格から、地域住民の合意に基づいた募金活動を展開します。

(2) 募金活動の活性化

地域住民組織やボランティア団体等の活動財源として募金運動の活性化を図ります。

6. その他の事業等

(1) 善意銀行の適正運営

(2) 定期的な無料法律相談実施

(3) 福祉用具、バスの貸出事業

『 地域福祉活動の推進 』

【目 標】

地域の様々な生活課題に対して、地域の民生委員・児童委員、福祉委員、地区社協、ボランティア、関係機関等との包括的支援活動を強化し、地域住民自らが「他人事」から「我が事」と捉え、課題解決に向けた取組が実現できる「住民主体による地域共生社会の実現」を目指します。

【重点目標】

I. 住民主体の地域福祉活動の推進

須崎市地域福祉計画の基本理念を踏まえ、一体的に策定された須崎市地域福祉活動計画をもとに、各地区における地域生活課題を住民自らが自分たちのことと捉え、地域に「何が必要」で「何を誰ができるか」を協議し、課題解決に繋がる仕組みづくりを推進します。

II. ボランティア人材の育成とボランティア活動の活性化

地域福祉活動に必要な不可欠なボランティア人材の育成のため、養成講座や学習会を開催し、住民が身近な活動と感じられるような取組を行います。また、須崎市ボランティアセンター機能の充実を図り、住民のボランティアニーズの発掘を強化し、活動の場を広げていくことで、住民が互いに支え合う体制の構築を目指します。

【実施事業】

1. 地区社協活動の支援と地域福祉活動の推進

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動支援

各地区社協（須崎、多ノ郷、南、吾桑、上分、浦ノ内）の地域福祉活動の支援

(2) 福祉計画の推進とアクションプラン

- ① 令和6年3月に一体的に策定された福祉計画とアクションプランの着実な実行に向けた、分野を超えた連携体制づくり
- ② 地域の特性を生かし策定された地域福祉活動計画（アクションプラン）の進捗状況を定期的に確認し、地域での具体的な福祉活動を推進

2. ボランティアの育成事業の推進

(1) 須崎市ボランティアセンターの機能強化と活動推進

(2) ボランティア活動や福祉活動に関心のある方々を地域福祉の担い手として育成、活動支援（養成講座の開催、活動のPR強化）

(3) 災害ボランティアセンターの運営体制の充実推進と模擬訓練の実施

(4) ボランティア団体やNPO団体等との連携

3. あったかふれあいセンター事業（まちなかサロン）の実施【市受託事業】

（1）地域の福祉拠点としてのまちなかサロン機能の強化

- ① 多世代交流ができるイベントの開催
- ② 訪問強化（安否確認以外にも、こもりがちの方への様々な情報提供を行う）
- ③ 高齢者のフレイル予防
- ④ 防災活動を通じた地域住民のつながりの強化
- ⑤ ボランティアの活動の場づくり

（2）まちなかサロン運営推進会議の開催

地域住民や関係機関の参加による、まちなかサロンの活用と内容の充実を図るための運営推進会議を定期的に開催

4. 福祉教育の充実

（1）須崎市社会福祉活動推進校の支援

（2）小、中、高等学校の生徒を対象とする、福祉教育の推進

（3）市民を対象とした分かりやすい福祉活動のPR

5. 福祉関係諸団体との連絡調整

各福祉団体の事務局担当と連携

- 須崎市民生委員児童委員協議会
- 須崎市老人クラブ連合会
- 須崎市身体障害者連合会
- 各地区社会福祉協議会

6. 社会参加事業の充実

（1）障害者地域支え合い事業の実施【市受託事業】

（2）須崎市地域生活支援事業【市受託事業】

- ① 生活訓練等事業（料理教室など）
- ② 社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーションなど）

（3）一人暮らし高齢者へのふれあい給食サービス事業

（4）小地域高齢者ふれあいの集い（地域の集い）の支援

（5）地域食堂に関する取組（開所や活動等の支援）

7. 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

（1）「地域共存社会の実現」に向けた社会福祉法人の役割を鑑み、地域内社会福祉法人の協働による公益的取組の推進

（2）須崎市社会福祉法人連絡会

（須崎福祉会、須崎市福祉事業協会、須崎市保育協会、あおば会、須崎市社会福祉協議会）

- ① 公益的な取組を検討する定期的な連絡会の開催
- ② フードドライブキャンペーン及び食品譲渡会の実施

『生活支援・総合相談センターほっと』

【目標】

地域住民の複合的な生活課題を捉え、関係機関との連携を図りながら、住民のより良い生活のためのサポートを実施します。相談センターの資質維持、向上を図り、地域のワンストップ相談窓口として支援体制をより強固にするとともに、地域の相談先として広く周知し、定着を図ります。

【重点目標】

I. ワンストップ相談窓口の周知拡大、機能強化

地域の誰もが気軽に相談できる窓口として広く周知していきます。また、多様で複合的な課題に、柔軟で適切な対応ができるよう、研修等を通じて相談員の資質向上を図り、相談センターとしての体制を強化します。

II. 住民の暮らしを支える地域づくり

地域住民の困りごとを地域課題として捉える力を強化し、社会福祉協議会内、民生委員など関係機関との協働により、課題へのアプローチを行います。

III. 関係機関との連携や社会資源の活用による支援の充実

関係機関への事業周知を徹底し、協働しやすい支援体制を構築していきます。また、制度や各種窓口など社会資源の活用により、支援内容の充実を図ります。

【実施事業】

1. 生活困窮者自立相談支援事業【市受託事業】

生活保護に至る前の段階の生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対して早期の自立支援を行い、生活困窮状態からの脱却を支援します。また、生活福祉資金の特例貸付利用者への自立支援などのアプローチも同様に実施します。

（1）自立相談支援事業

就労支援や制度、社会資源の情報提供を行い、個々に合った支援計画を作成し、自立に向けて相談支援を実施します。

（2）就労準備支援事業

就労に向けた準備として基本的な知識獲得や能力形成を目的とし、就労に向けた意識を高める支援を実施します。

(3) 家計改善支援事業

課題のある世帯への経済的支援として、家計状況の見直しや債務整理の情報提供などを行い、相談者自らが家計を管理できる力を身につけ、早期の生活再生につながる支援を実施します。

2. 障害者指定相談支援事業所の運営【市受託事業】

相談支援専門員を配置し、障害者・児（精神・身体・知的・難病など）を対象とした福祉サービス利用計画書の作成ならびに日常生活における相談や生活支援を実施します。

3. 日常生活自立支援事業【高知県社協受託事業】

判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理など日常生活に必要なことについて、相談援助活動を行います。

4. 生活福祉資金貸付事業【高知県社協受託事業】

低所得、障害者、高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと相談支援を行い、経済的自立と生活意欲の向上、社会参加促進の支援を行います。

5. その他の業務

- (1) 須崎市障害者自立支援協議会、個別ケア会議、担当者会議などへの参加
- (2) 専門的職員研修会への参加
- (3) 一時的に食事に困っている方への食糧品提供（おすそわけソーコ）実施

『 地域包括支援センター 』

【目 標】

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりの個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生、個別の課題から地域における生活課題を明らかにし、必要な地域資源の発掘・創造等、様々な高齢者の課題解決のための働きかけをするとともに、地域の有機的な繋がりを促進し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

【重点目標】

I. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

被保険者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じたケアプランを作成し、必要な援助をおこなうとともに、予防・重度化防止に向けた要因分析をおこないます。
また、地域の実情に応じた多様なサービスの創出に向け働きかけます。

II. 暮らしを地域で支える仕組みづくり

様々な職種・機関との連携や、個別支援事例を通じた課題の発見、解決に向けた取り組みを推進していきます。須崎市とも協働することにより、公的支援のみならず多様な支えの仕組みを地域で拡充することに努めます。

III. 認知症高齢者（若年性認知症を含む）や家族の支援

認知症基本法の基本理念を踏まえた事業展開を行い、「認知症があっても自分の暮らしたい暮らしが選べるまち」を基本方針とします。認知症に対する理解促進や、地域の支え手の拡充に努め、多様な主体による重層的な支援体制が構築できるよう働きかけます。

【実施事業】

■介護予防支援係

(1) 第1号介護予防支援事業

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。

■総合相談支援係

(1) 総合相談・支援事業

被保険者宅の訪問や相談業務等を通して、心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行います。

(2) 権利擁護事業

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他被保険者の権利擁護のために必要な支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護保険給付等対象サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行います。

また、介護支援専門員のネットワークを構築することで連携体制の構築を行います。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

(5) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置、早期診断・早期対応に向けた支援体制を早期に構築することができるよう必要な事業を行います。

認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要なサービスを受けることができるよう、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

(6) 地域ケア個別会議の開催

多職種の協働によるケアマネジメントの支援、個別課題への支援を通じた地域課題の把握に向け取組を進めます。個別事例の検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につながるよう、須崎市と緊密に連携し、役割分担を行いながら、地域共生社会の実現を目指します。

『 指定訪問介護事業所 』

【目 標】

利用者が「住み慣れた家で自分らしく安心して暮らすことができる」を目指し、適切な訪問介護サービスの提供に努めます。

【重点目標】

I 適切な身体介護、生活援助及び総合的なサービスの提供

利用者の心身の特徴を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助に努めるとともに、行政、地域の保健・医療・福祉サービス事業所等と密に連携を図り、総合的なサービスを提供します。

II 介護人材の確保とキャリアアップ

介護人材の確保が極めて困難になっているなか、処遇改善加算等の活用で賃金アップを図り人材確保に努めます。

また、高知県社会福祉協議会の研修メニューなどに介護職員の個別参加を促し、個々の介護職員のキャリアアップを図り、介護サービスの質の向上を目指します。

III 効率的で安定した事業所経営

社会福祉協議会が運営する事業所として、住民から信頼される公共性の高いサービスを提供するとともに、適正な収益を確保し安定的な経営に努めます。

【実施事業】

1. 指定訪問介護事業等の介護サービス事業

(1) 訪問介護事業

- ① 介護保険事業
- ② 障害者総合支援事業
- ③ 介護予防・日常生活総合事業

(2) 須崎市移動支援事業【市受託事業】

(3) 須崎市産前産後ヘルパー派遣事業【市受託事業】

(4) 須崎市養育支援ヘルパー派遣事業【市受託事業】

(5) 自費介護サービス事業【自主事業】

2. 事業運営体制の充実・強化

- (1) 事業継続可能な運営体制と適正な人員配置
- (2) 長期安定的な経営のため、定期的な採算状況などの経営分析
- (3) 介護職員の安定した雇用と人材確保のために介護職員の処遇改善の実施

3. 介護職員の専門性を高める研修等の充実

- (1) 介護技術等の各種研修会への積極的な参加
- (2) 自主研修の企画と実施